

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）
工事地名	自：神奈川県横浜市鶴見区菅沢町地先 至：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 3 丁目

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	横浜国道事務所 道路工事調整課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025030008	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	舗装工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	292日間 自 令和 8年 4月13日 (当初) 至 令和 9年 1月29日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 5 号	2 2) 処 分 費 等	4,908,065
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月15日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路修繕		式	1		69,554,219				
道路土工		式	1		5,994,092				
掘削工		式	1		927,680				
掘削	土砂 上記以外(小規模)) 小規模(標準)	m3	520	1,784	927,680			単-1号	
残土処理工		式	1		5,066,412				
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	520	2,236	1,162,720			単-2号	
積込(ルース) 【昼間】	土砂 土量50,000m3未 満	m3	520	251.1	130,572			単-3号	
土砂等運搬 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	520	1,116	580,320			単-4号	
残土等処分 【昼間】		m3	520	6,140	3,192,800			単-5号	
舗装工		式	1		40,947,486				
排水性舗装工		式	1		2,597,700				
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		m2	1,050	2,474	2,597,700			単-6号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
切削オーバーレイ工			式	1		8,468,712			
切削オーバーレイ (1)	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 粗粒II型(20)DS5000	m2	1,050	4,274	4,487,700				単-7号
切削オーバーレイ (2)	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2	580	4,078	2,365,240				単-8号
殻運搬(路面切削)	As殻(切削殻)	m3	134	3,598	482,132				単-9号
殻処分	アスファルト殻	m3	134	8,460	1,133,640				単-10号
ブロック舗装工		式	1		29,881,074				
フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2	1,340	1,644	2,202,960				単-11号
路盤 (1)	再生碎石RC-40 t=10cm	m2	1,340	1,304	1,747,360				単-12号
路盤 (2)	再生粒度調整碎石RM-40 t=10cm	m2	43	1,355	58,265				単-13号
路盤 (3)	再生粒度調整碎石RM-40 t=20cm	m2	271	2,709	734,139				単-14号
路盤 (4)	再生粒度調整碎石RM-40 t=25cm	m2	188	2,815	529,220				単-15号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
基層 (1)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=8cm	m2	43	4,400	189,200			単-16号	
基層 (2)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=13cm	m2	271	7,150	1,937,650			単-17号	
基層 (3)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=18cm	m2	188	9,900	1,861,200			単-18号	
特殊ブロック舗装 (1)	設置 30cm×30cm 透水性カー平板	m2	1,340	11,500	15,410,000			単-19号	
特殊ブロック舗装 (2)	設置 30cm×30cm 不透水性未研磨カー平板	m2	503	10,360	5,211,080			単-20号	
区画線工		式	1		801,168				
区画線工		式	1		801,168				
熔融式区画線 (1)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	370	588.6	217,782			単-21号	
熔融式区画線 (2)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	13	501.1	6,514			単-22号	
熔融式区画線 (3)	熔融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	18	1,334	24,012			単-23号	
熔融式区画線 (4)	熔融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 有	m	170	1,479	251,430			単-24号	
熔融式区画線 (5)	熔融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	210	1,231	258,510			単-25号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
溶融式区画線 (6)		溶融式手動 矢印・記号 ・文字 15cm換算 厚1.5 mm 排水性舗装有	m	29	1,354	39,266			単-26号
溶融式区画線 (7)		溶融式手動 矢印・記号 ・文字 15cm換算 厚1.5 mm 排水性舗装無	m	3	1,218	3,654			単-27号
構造物撤去工			式	1		6,047,523			
構造物取壊し工			式	1		4,971,648			
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以 下	m	87	1,184	103,008			単-28号
舗装版破砕		アスファルト舗装版 舗装版 厚 15cm以下	m2	1,840	2,646	4,868,640			単-29号
運搬処理工			式	1		1,075,875			
殻運搬		アスファルト殻	m3	75	6,590	494,250			単-30号
殻処分		アスファルト殻	m3	75	7,755	581,625			単-31号
仮設工			式	1		15,763,950			
交通管理工			式	1		15,763,950			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員 A	人日	135	30,910	4,172,850			単-32号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員 B	人日	405	28,620	11,591,100			単-33号
直接工事費			式	1		69,554,219			
共通仮設費			式	1		16,108,665			
共通仮設費			式	1		1,995,665			
運搬費			式	1		162,600			
建設機械運搬費			台	1	162,600	162,600			単-34号
技術管理費			式	1		230,065			
土質等試験費			式	1		166,890			内-1号
道路施設基本データ作成費用			式	1		63,175			内-2号
現場環境改善費（率計上）			式	1		1,603,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		14,113,000			
純工事費			式	1		85,662,884			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		27,398,000				
工事原価		式	1		113,060,884				
一般管理費等		式	1		18,629,116				
工事価格		式	1		131,690,000				
消費税相当額		式	1		13,169,000				
工事費計		式	1		144,859,000				

一式当たり内訳書

土質等試験費

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【溶出試験】								
土質等試験費（一式入力）	149千円	式	1		149,000			
溶出試験費	水素イオン濃度	検体	1	890	890			
溶出試験費（環境庁告示第46号）	六価クロム	検体	1	7,800	7,800			
【含有量試験】								
含有量試験費	銅	検体	1	4,150	4,150			
含有量試験費	砒素	検体	1	5,050	5,050			
合 計					166,890			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用

第 2号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一1号	掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	単位	m3	数量	1	単価	1,784
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m 3	1	1,784	1,784		
計						1,784		
単価						1,784	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一2号	土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	2,236
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模 バックホ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 3.0km以下	m 3	1	2,236	2,236		
計						2,236		
単価						2,236	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	積込(ルーズ) 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	251.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	251.1	251.1		
計						251.1		
単価						251.1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	土砂等運搬 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	1,116
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 5.0km以下	m 3	1	1,116	1,116		
計						1,116		
単価						1,116	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	残土等処分 【昼間】		単位	m3	数量	1	単価	6,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m 3	1	6,140	6,140		
計						6,140		
単価						6,140	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一6号	排水性舗装・表層（車道・路肩部）		単位	m2	数量	1	単価	2,474
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		2.4m以上 53mm 無し ポーラスアスコン(13) タックコート PKR(ゴム入り)	m 2	1	2,474	2,474		
計						2,474		
単価						2,474	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一7号	切削オーバーレイ (1)	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 粗粒II型(20)DS5000	単位	m2	数量	1	単価	4,274
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 一層 無 47mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 タックコート	m 2	1	4,274	4,274		
計						4,274		
単価						4,274	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一8号	切削オーバーレイ (2)	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量	1	単価	4,078
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	m 2	1	4,078	4,078		
計						4,078		
単価						4,078	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一9号	殻運搬(路面切削)	As殻(切削殻)	単位	m3	数量	1	単価	3,598
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		有り 16.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,598	3,598		
計						3,598		
単価						3,598	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一10号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	8,460
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	8,460	8,460		
計						8,460		
単価						8,460	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一11号	フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	1,644
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フィルター層		100mm以上120mm未満	m 2	1	1,644	1,644		
計						1,644		
単価						1,644	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一12号	路盤 (1)	再生碎石RC-40 t=10cm	単位	m2	数量	1	単価	1,304
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（歩道部）		100mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	1,304	1,304		
計						1,304		
単価						1,304	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一13号	路盤 (2)	再生粒度調整碎石RM-40 t=10cm	単位	m2	数量	1	単価	1,355
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（歩道部）		100mm 1層施工 再生粒度調整碎石 RM-40 全ての費用	m 2	1	1,355	1,355		
計						1,355		
単価						1,355	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一14号	路盤 (3)	再生粒度調整碎石RM-40 t=20cm	単位	m2	数量	1	単価	2,709
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（歩道部）		200mm 2層施工 再生粒度調整碎石 RM-40 全ての費用	m 2	1	2,709	2,709		
計						2,709		
単価						2,709	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一15号	路盤 (4)	再生粒度調整碎石RM-40 t=25cm	単位	m2	数量	1	単価	2,815
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤（歩道部）		250mm 2層施工 再生粒度調整碎石 RM-40 全ての費用	m 2	1	2,815	2,815		
計						2,815		
単価						2,815	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	基層 (1)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=8cm	単位	m2	数量	100	単価	4,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	8	55,000	440,000		
計						440,000		
単価						4,400	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	基層 (2)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=13cm	単位	m2	数量	100	単価	7,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	13	55,000	715,000		
計						715,000		
単価						7,150	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一18号	基層 (3)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=18cm	単位	m2	数量	100	単価	9,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	18	55,000	990,000		
計						990,000		
単価						9,900	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一19号	特殊ブロック舗装 (1)	設置 30cm×30cm 透水性カー平板	単位	m2	数量	1	単価	11,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊ブロック舗装		設置 30cm×30cm	m 2	1	11,500	11,500		
計						11,500		
単価						11,500	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一20号	特殊ブロック舗装 (2)	設置 30cm×30cm 不透水性未研磨カー平板	単位	m2	数量	1	単価	10,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊ブロック舗装		設置 30cm×30cm	m 2	1	10,360	10,360		
計						10,360		
単価						10,360	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一21号	溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	588.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	588.6	588.6		
計						588.6		
単価						588.6	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一22号	溶融式区画線 (2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	501.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	501.1	501.1		
計						501.1		
単価						501.1	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一23号	溶融式区画線 (3)	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	1,334
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,334	1,334		
計						1,334		
単価						1,334	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一24号	溶融式区画線 (4)	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	単位	m	数量	1	単価	1,479
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,479	1,479		
計						1,479		
単価						1,479	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一25号	溶融式区画線 (5)	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	1,231
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1,231	1,231		
計						1,231		
単価						1,231	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一26号	溶融式区画線 (6)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水 性舗装有	単位	m	数量	1	単価	1,354
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	1,354	1,354		
計						1,354		
単価						1,354	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一27号	溶融式区画線 (7)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水 性舗装無	単位	m	数量	1	単価	1,218
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	1,218	1,218		
計						1,218		
単価						1,218	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一28号	舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,184
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	1,184	1,184		
計						1,184		
単価						1,184	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一29号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	単位	m2	数量	1	単価	2,646
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎積込（電線共同溝工）			m 2	1	2,646	2,646		
計						2,646		
単価						2,646	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一30号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	6,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬（電線共同溝工）		アスファルト塊 有り 22.5km以下	m 3	1	6,590	6,590		
計						6,590		
単価						6,590	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一31号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	7,755
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m 3）			m 3	1	7,755	7,755		
計						7,755		
単価						7,755	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一32号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員 A	単位	人日	数量	1	単価	30,910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人日	1	30,910	30,910		
計						30,910		
単価						30,910	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一33号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員 B	単位	人日	数量	1	単価	28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	28,620	28,620		
計						28,620		
単価						28,620	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一34号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	162,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 10km 無 有 10300円	台	2	81,300	162,600		
計						162,600		
単価						162,600	円／台	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 無 47mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	4,274
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.195	53,244	10,382		
特殊作業員			人	0.586	47,277	27,704		
普通作業員			人	0.977	41,004	40,060		
改質アスファルト混合物		改質A s 粗粒 I I 型（2 0）D S 5 0 0 0	t	11.818	14,700	173,724		
アスファルト乳剤		P K－4 タックコート用	L	43	111	4,773		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0.195	278,900	54,385		
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0.195	94,570	18,441		
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0.195	183,400	35,763		
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0.195	77,620	15,135		
タイヤローラ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0.195	75,040	14,632		
諸雑費（率＋まるめ） 15%			式	1		32,401		

参考資料 (1)

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-50

[illegible]

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	単位	m ²	数量	100	単価	4,078
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.171	53,244	9,104		
特殊作業員			人	0.512	47,277	24,205		
普通作業員			人	0.854	41,004	35,017		
改質アスファルト混合物		改質As 密粒 II 型（20）DS3000	t	12.573	14,900	187,337		
アスファルト乳剤		PK-4 タックコート用	L	43	111	4,773		
路面切削機運転		7cm以下 一層	日	0.171	275,700	47,144		
路面清掃車運転		7cm以下 一層	日	0.171	89,240	15,260		
アスファルトフィニッシャ運転		7cm以下 一層	日	0.171	170,800	29,206		
ロードローラ運転		7cm以下 一層	日	0.171	77,620	13,273		
タイヤローラ運転		7cm以下 一層	日	0.171	74,910	12,809		
諸雑費（率+まるめ） 16%			式	1		29,672		

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-50

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	8,460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	As殻(切削殻)【夜間】	【神奈川22】世紀東急工業㈱ 横浜混合所	m 3	100	8,460	846,000		
	計					846,000		
	単価					8,460	円／m 3	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 588.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	354.5	354,500	
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	855	235	200,925	
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500	
接着用プライマー		区画線用	k g	25	485	12,125	
軽油			L	42	130	5,460	
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		11,090	
計						588,600	
単価						588.6	円／m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 501.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	337.62	337,620	
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	570	235	133,950	
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500	
接着用プライマー		区画線用	k g	25	485	12,125	
軽油			L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		7,705	
計						501,100	
単価						501.1	円／m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	1,334
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 実線45cm 制約無	m	1,000	642.6	642,600		
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	2,550	235	599,250		
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500		
接着用プライマー		区画線用	k g	75	485	36,375		
軽油			L	77	130	10,010		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		32,265		
計						1,334,000		
単価						1,334	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	1,479
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1,000	785.04	785,040		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	2,550	235	599,250		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375		
	軽油		L	94	130	12,220		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		32,615		
	計					1,479,000		
	単価					1,479	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 1,231
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1,000	747.66	747,660	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,700	235	399,500	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500	
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375	
	軽油		L	89	130	11,570	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		22,395	
	計					1,231,000	
	単価					1,231	円／m

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 有り 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1,000	単価	1,354
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1,200	885.71	1,062,852		
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,026	235	241,110		
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	30	180	5,400		
接着用プライマー		区画線用	k g	30	485	14,550		
軽油			L	126	130	16,380		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		13,708		
計						1,354,000		
単価						1,354	円／m	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1,000	単価	1,218
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1,200	843.54	1,012,248		
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	684	235	160,740		
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	30	180	5,400		
接着用プライマー		区画線用	k g	30	485	14,550		
軽油			L	120	130	15,600		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		9,462		
計						1,218,000		
単価						1,218	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量		単価	
						100		7,755
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	As殻(掘削殻)【夜間】	【神奈川23】世紀東急工業㈱ 金沢混合所	m ³	100	7,755	775,500		
	計					775,500		
	単価					7,755	円／m ³	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量		単価	
						1		30,910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	30,906	30,906		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					30,910		
	単価					30,910	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,620
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	28,611	28,611		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					28,620		
	単価					28,620	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 10km 無 有 10300円	単位	台	数量	
					1
名称	規格	単位	数量	単価	金額
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	10,300	10,300
諸雑費（まるめ）		式	1		0
計					81,300
単価					81,300

単価
81,300

摘要

円／台

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	278,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	49,266	49,266		
軽油			L	240	130	31,200		
路面切削機〔ホイール式・廃材積込装置付〕		排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		34		
計						278,900		
単価						278,900	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	94,570
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	41,616	41,616		
	軽油		L	43	130	5,590		
	路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕	ホッパ容量1. 5m3	供用日	1.28	37,000	47,360		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					94,570		
	単価					94,570	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	183,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	49,266	49,266		
軽油			L	67	130	8,710		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]	排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m		供用日	1.41	88,900	125,349		
諸雑費（まるめ）			式	1		75		
計						183,400		
単価						183,400	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	77,620
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	49,266	49,266		
軽油		L	29	130	3,770		
ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					77,620		
単価					77,620	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	75,040
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	49,266	49,266		
軽油		L	23	130	2,990		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]	運転質量13～14t	供用日	1.28	17,800	22,784		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					75,040		
単価					75,040	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
	路面切削機運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	275,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	49,266	49,266		
軽油			L	215	130	27,950		
路面切削機〔ホイール式・廃材積込装置付〕		排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		84		
計						275,700		
単価						275,700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	89,240
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	41,616	41,616		
	軽油		L	39	130	5,070		
	路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕	ホッパ容量1. 5m ³	供用日	1.15	37,000	42,550		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					89,240		
	単価					89,240	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	170,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	49,266	49,266		
	軽油		L	59	130	7,670		
	アスファルトフィニッシャ [ホイール型]	排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m	供用日	1.28	88,900	113,792		
	諸雑費（まるめ）		式	1		72		
	計					170,800		
	単価					170,800	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

ロードローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	77,620
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	49,266	49,266		
軽油		L	29	130	3,770		
ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					77,620		
単価					77,620	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

タイヤローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	74,910
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	49,266	49,266		
軽油		L	22	130	2,860		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]	運転質量13～14t	供用日	1.28	17,800	22,784		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					74,910		
単価					74,910	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）：舗装工事			合算工事：0			
対象工事費	69,554,219	直接工事費	69,554,219	準備費	0	事業損失0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	4,908,065	現工事	0	合算工事0
非対象額計（－）		2,821,439				
管理費区分1		0（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2，7		0（工場原価）				
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9		0（間接費非対象額）				
管理費区分T		2,821,439（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）				
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		66,732,780		現工事	0	合算工事0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		64,646,154			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.37 %		0 %		
施工地域等補正		2 ICT施工補正		1		
率（補正後）		21.15 %（20.74% × 週休1.02）				
計上額		14,113,000		00		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	64,646,154	直接工事費	69,554,219		
非対象額計（一）	4,908,065				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	4,908,065	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	64,646,154	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.48 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.48 %				
計上額	1,603,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	392,665				
運搬費	162,600	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	230,065
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					16,108,665

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	85,662,884	単独（追加工事）直接工事費	69,554,219	単独（追加工事）共通仮設費	16,108,665
非対象額計（一）	2,988,329				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	166,890	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	2,821,439	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	82,674,555	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	80,587,929		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.81 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.14 %（32.17% × 週休1.03）		0 %		
計上額	27,398,000		0		0
			5,096,403（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所 道路工事調整課	工事番号	2025030008	第 0 回変更
発注年月	令和07年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			舗装工事	

工事原価	113,060,884				
純工事費	85,662,884	現場管理費	27,398,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	2,988,329				
管理費区分9	166,890	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	2,821,439	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	110,072,555	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	107,985,929	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	110,072,555				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.89 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	18,629,116				
業務委託料等	0				
調査基準価格	131,219,000				
調査基準価格の100/110	119,290,000	（ 90.58 %）			

業務委託料等<データ無し>

事務所名	横浜国道事務所	道路工事調整課	工事番号	2025030008	第 0 回変更
発注年月	令和07年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	舗装工事

--

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事（当初）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 道路工事調整課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3		520		
残土処理工		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		520		
積込(ルース) 【昼間】	土砂 土量50,000m3未満	m3		520		
土砂等運搬 【昼間】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		520		
残土等処分 【昼間】		m3		520		
舗装工		式		1		
排水性舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
排水性舗装・表層（車道・路肩部）		m2		1,050		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ (1)	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 粗粒II型(20)DS5000	m2		1,050		
切削オーバーレイ (2)	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2		580		
殻運搬(路面切削)	As殻(切削殻)	m3		134		
殻処分	アスファルト殻	m3		134		
ブロック舗装工		式		1		
フィルター層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2		1,340		
路盤 (1)	再生碎石RC-40 t=10cm	m2		1,340		
路盤 (2)	再生粒度調整碎石RM-40 t=10cm	m2		43		
路盤 (3)	再生粒度調整碎石RM-40 t=20cm	m2		271		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路盤 (4)	再生粒度調整碎石RM-40 t=25cm	m2		188		
基層 (1)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=8cm	m2		43		
基層 (2)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=13cm	m2		271		
基層 (3)	コンクリート σ 7=21N/mm2 t=18cm	m2		188		
特殊ブロック舗装 (1)	設置 30cm×30cm 透水性カー平板	m2		1,340		
特殊ブロック舗装 (2)	設置 30cm×30cm 不透水性未研磨カー平板	m2		503		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		370		
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		13		
溶融式区画線 (3)	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		18		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
溶融式区画線 (4)	溶融式手動 セブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装有	m		170		
溶融式区画線 (5)	溶融式手動 セブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		210		
溶融式区画線 (6)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装有	m		29		
溶融式区画線 (7)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		3		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2		1,840		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		75		
殻処分	アスファルト殻	m3		75		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員 A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員 B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 5 号鶴見中央（２）電線共同溝路面復旧工事（当初）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 1 5 号鶴見中央 (2) 電線共同溝路面復旧工事 (当初)

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	69, 554, 219
(2) 共通仮設費 -----	16, 108, 665
(3) 純工事費 -----	85, 662, 884

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	27, 398, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	113, 060, 884
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等 (計上額) -----	18, 629, 116
-------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	131, 690, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	13, 169, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	144, 859, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	131, 690, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	131, 219, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	119, 290, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等 (計算額) -----	18, 635, 283	)
--------------------------	--------------	---

R 7 国道 1 5 号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

横浜国道事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、

学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-6 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-6 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

自：神奈川県横浜市鶴見区菅沢町地先

至：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3丁目

起点 緯度 35° 30' 55" 経度 139° 41' 13"

終点 緯度 35° 30' 36" 経度 139° 40' 59"

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道15号において電線共同溝の路面復旧工事を行うものである。

主な工種は舗装工であり、工事延長は約800mを予定している。

第8条 施工体制台帳（ゴールドカード制度）

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社
	 2006年度 優 国土交通省 国土政策局 建設部 印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所ホームページにより公表する。

（4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－0－1～10）

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表

比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１０条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
 なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１１条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。
 なお、該当工種については、別途、監督職員より通知する。

第１２条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１３条 工事書類の作成について

- １．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
 また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」に

よるものとする。

第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和 6 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 16 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 17 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適當となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 2 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 (土木) について

再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	摘 要
再生粒度調整碎石	R M - 4 0	路盤(歩道)
再生碎石	R C - 4 0	路盤(歩道)
再生砂	R s	フィルター層

使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成 3 年 8 月 2 3 日付け環境庁告示 46 号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、1 購入先当たり 1 検体の測定試験を実施するものとする。

1) 特定建設資材の分別解体等の再資源化

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
ごとの	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

作業 内容 及び 解体 方法	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (切削オーバーレイ工) (構造物取壊し工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2)再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻 切削材 (殻処分) 【夜間】	世紀東急工業株式会社 横浜混合所	神奈川県横浜市都筑区川和 町 2 1 9
アスファルト殻 掘削材 (殻処分) 【夜間】	世紀東急工業株式会社 金沢混合所	神奈川県横浜市金沢区鳥浜 町 4 - 2

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場
 条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議
 の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

世紀東急工業株式会社 横浜混合所：夜間 19 時 00 分～6 時 00 分

世紀東急工業株式会社 金沢混合所：夜間 20 時 00 分～5 時 00 分

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイ
 クル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとす
 る。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1
 [再生資源利用計画書(実施書)] 及び様式 2 [再生資源利用促進計画書(実施書)]
 を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3) 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督
 職員と協議するものとする。

第 2 3 条 建設リサイクル法第 1 1 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２４条 コンクリート副産物から再生された資源について

- １．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- ２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- ３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- ４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- ５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２５条 工事完成図について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２６条 工事完成図の作成、納品

１．完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

２．提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

- ・ 完成平面図 SXF データ（.P21）

- ・完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子.saf）
- 【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】
- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の 対象とする。

第 27 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、I C T 活用工事実施要領（令和 7 年 3 月改定）の関連要領等一覧
（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第 28 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 6 年 3 月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 29 条 ICT 活用工事（舗装工（修繕））について

1. ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書

類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下１）～３）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ等作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行う場合は３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建

設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ＩＣＴ建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

（１）出来形管理

３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

１）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

２）地上写真測量を用いた出来形管理

３次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下３）により実施するものとする。

３）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監

督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示

するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第33条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式(洋風)便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能

(し尿処理装置付き含む)

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス

(女性用トイレに必ず設置)

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)

(13) 擬音装置(機能を含む)

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 3 4 条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容（3 次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4) 3 次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等）

5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3 次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３ 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については監督職員の指示によるものとする。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４ その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)

で提供されているので、適宜参照すること。

第 35 条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第 36 条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
夜間作業	540 人 (うち有資格誘導員 135 人)	
計	540 人 (うち有資格誘導員 135 人)	

7. 試掘及び埋設夜間作業

施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 38 条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第 39 条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第 40 条 環境対策

1. 受注者は、本工事の電線共同溝本体布設に伴う作業（舗装版切断、取壊し、掘削、本体布設、埋戻し、復旧等）においては、公害防止（騒音・振動・粉塵・ガス等）の発生をできるだけ防止するよう努めなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第 41 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 42 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械

を使用するものとする。

第43条 ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下、本工事関係車両という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第44条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第45条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車

等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第46条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提示

共通仕様書1-1-1-35交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証

②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-38官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第47条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第48条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ、地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2. 現場環境改善の内容については下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

緑化・花壇を実施するものとする。

(2) 営繕関係

現場事務所の快適化を実施するものとする。

(3) 安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。

(4) 地域とのコミュニケーション

完成予想図、デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）を実施するものとする。

3. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第49条 熱中症対策に関する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又は WBGT が25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第50条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和9年1月29日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

内容	日数	備考
準備工	60日	準備・道路交通法の規定に基づく協議期間含む
後片付け工	20日	
雨休率 (猛暑日補正無し)	0.73	実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：29日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（横浜観測所）及び環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第51条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第52条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正

な工事工程の確保に努めるものとする。

4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第53条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場

事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

５．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

７．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

８．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５４条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第55条 他工事との調整

本工事区間と隣接して、以下の工事を予定している。

1. 下記工事とは、現場が連続し交通規制範囲が輻輳する可能性があることから、施工手順・工程については、施工業者と十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事内容	協議先	協議状況	工事完了時期	工事方法	立会	備考
引込・連携管工事	東京電力	施工中	令和8年 4月下旬予定	開削	要	

3. 上記によりがたい場合は、契約後、監督職員と協議すること。

第56条 新技術の定義

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする

第 5 7 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 4 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 8 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の

耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第59条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 60 条 契約後 V E 方式

1. V E 提案の定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

1. 受注者は前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出

を受注者に求めることが出来る。

3. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

1. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

4. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費について、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護

評価の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第61条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを

実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第55条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第62条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	土砂の二次運搬（積込～運搬・処分）	8時～17時
夜間作業	上記以外のすべての工事	21時～6時

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21時～6時を見込んでいる。

第63条 日当たり作業量の補正を行う試行工事について

1. 本工事は、直接工事費の内、現場条件等により作業効率が低下し標準積算と施工実態の乖離が大きいと考えられる歩掛である、以下の項目について、日当たり作業量の補正を行う、「日当たり作業量の補正を行う試行工事」である。

- ・排水性舗装・表層
- ・切削オーバーレイ（１）（２）
- ・舗装版切断
- ・舗装版破碎

2. 補正係数は『0.8』とする。なお、補正係数の変更は行わない。

第64条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」

という。)を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第65条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託している。

第66条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタントに委託している。また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第67条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工

事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 6 8 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－ 1 2 によるものとする。

第 6 9 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 2 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することができるものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。
実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 7 0 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 7 1 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定型工事」の対象である。

2. 書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
② 施工体制台帳（下記引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第72条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第73条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工

技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第74条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 2 章 個人情報情報の取り扱いについて

第 7 5 条 基本的事項

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 7 6 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 7 7 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 7 8 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 7 9 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 8 0 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱い

いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 8 1 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 8 2 条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 8 3 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 8 4 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 8 5 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 材 料

第 8 6 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は、下表のとおりとする。

用 途	針入度
基層・中間層・表層	4 0 ～ 6 0
上層路盤・歩道舗装	6 0 ～ 8 0

第 8 7 条 区画線

塗装圧は、下表のとおりとする。

1. 熔融式

幅 (cm)	厚さ (mm)	適 用
1 5	1. 5	夜間の視野性に優れたもの。
4 5		

2. 設置様式は、別添－２のとおりにする。

第 4 章 一 般 施 工

第 8 8 条 工事の遵守事項

受注者は、「電線共同溝管理規程（案）」（平成 1 0 年 7 月 2 7 日）、「電線共同溝保安細則（案）」（平成 1 0 年 7 月 2 7 日）及び「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver. 2 TYPE-B」（平成 1 5 年 1 0 月）、「電線共同溝参考資料（案）」（令和元年 1 2 月）、「電線共同溝工事における監督・検査体制の強化について（試行）」（平成 2 0 年 3 月 2 5 日）を遵守しなければならない。

第 8 9 条 取り壊し工及び路床掘削

1. 舗装版の取り壊しに先立ち、日々作業範囲における舗装版切断を行い、取り壊さない部分の舗装に影響の無いよう施工するものとする。
2. 作業は、取り壊し、掘削、埋戻し、路盤工及び舗装工を一夜の工程で仕上げ、交通解放するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第 9 0 条 歩道舗装の施工

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は 2% を標準とする。縦断方向の勾配は 5% 以下とす

るが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鉄について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

第91条 歩道舗装

1. 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（別添－3－1～4）なお、詳細については監督職員と協議するものとする。
2. 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。
3. 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものとする。
4. 詳細については監督職員と協議するものとする。

第 5 章 土 工

第 9 2 条 建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ条件は、次のとおりとする。

受入種類	処分地	受入時間	運搬距離 (k m)		土質等試験 (項目)	
			現場～仮置場	仮置場～処分地	溶出	含有量
土砂	横浜繁華圏 (UCR)	8:30～16:30	3.0	3.6	28+ 水素イオン	銅 砒素

2. 発生土の受け入れ条件は、次のとおりとする。

(1) 土質条件

第 1 ～ 3 種建設発生土、最大粒径 100mm

(2) 試験項目

土質等試験においては、上表のとおりとする。

3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4. 工事の発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合、もしくは運搬費・受入料金費を総合比較のうえ、上記より低廉な費用で処分可能な処分地へ搬入することが可能と判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

第 9 3 条 掘削工

構造物の床掘により、発生した土砂（発生土）は、埋戻しに利用し、残土については前条に示す発生土の受け入れ地に搬出するものとする。

第 9 4 条 建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、別紙様式－ 8 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量 (m³)

第 6 章 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト

第 9 5 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法 (mm)	スラフ [°] (cm)	水セメント 比	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの 種類
基層 (1)	25	8	—	21	早強
基層 (2)					
基層 (3)					

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 1 4 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 9 6 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・ 最大高さ 1 m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・ 管（函）渠等（ $\phi 600$ 未満、600mm $\times$ 600mm 未満）の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。

第 9 7 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は 5 3 0 kg/m³ 以上（又は、1 : 3）とする。

第 7 章 舗 装

第 9 8 条 アスファルト量等

1. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	アスファルト量	最大粒径	摘 要
-----	--------	---------	------	-----

排水性As	排水性アスコン	4. 5%	13mm	表層（車道）
改ⅡA②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	5. 5%	20mm	表層（車道）
改ⅡA①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	5. 0%	20mm	基層

第99条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下、「混合物」という）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第100条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、日々作業終了時、トラフィックペイント常温式で仮復旧するものとする。

また、舗装工完了時には、トラフィックペイント溶融式で原形復旧するものとする。

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第101条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支承のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第102条 オーバーレイ工

横断測量は、20m間隔に行うものとする。

第8章 その他

第103条 台帳等の資料

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。

提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート（別紙様式－14－1～2）
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図（1／5万）
- (5) 平面図（完成平面図）

第 104 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。

第 105 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。なお、完成後でも、発注者は請負者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表

- ③道路施設基本データ一覧表
- ④道路施設台帳チェックシート
- ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑦ 工事数量総括表

第１０６条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０７条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にしてください。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表－3】

[illegible]

【比較表一4】

[illegible]

【比較表－5】

[illegible]

【比較表－6】

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible][illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書のとめる内容、V E 提案の内容の対比

【現状】 略図等	【改善案】 略図等
--------------------------------------	---------------------------------------

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式一 6 (3)

番 号	項目内容

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出され
ましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

建設発生土搬出のお知らせ

令和 年 月 日

殿

会 社 名：

現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	
	TEL：

工 事 受 注 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 電 話 番 号	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建設発生土の土質、土量	土質： 搬出量： m ³

＜記入例＞

(別紙)

建設発生土搬出のお知らせ

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇

日

〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 殿

会 社 名：〇〇〇〇建設(株)

現場代理人名：〇〇 〇〇〇

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇地先
工 事 概 要	土工〇〇〇m ³ 、舗装工〇〇〇m ² 、法面工〇〇〇m ² 、仮設工 1 式 搬出：発生土〇〇〇m ³ 、 搬入：A S 合材〇〇〇t、碎石〇〇〇m ³ 、
工 事 発 注 機 関 名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所
工事監督職員又は担当者名	主任監督員〇〇〇〇〇、監督員〇〇〇〇〇、
連絡先機関・電話番号	〇〇事務所〇〇出張所 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工 事 受 注 業 者 名	〇〇〇〇建設(株)
担当者名・電話番号	氏名：〇〇〇〇〇 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇
建設発生土の運搬業者	〇〇〇〇興業(株)
建設発生土の受入先名等	〇〇〇〇土地改良事業

住 所	〇〇県〇〇市〇〇番地
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	令和 〇 年 〇〇月 〇〇日 ~ 令和 〇 年 〇〇月 〇〇 日
建設発生土の土質、土量	土質：砂質土 3 搬出量： 〇〇〇 m

別紙様式－ 1 2

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

性能規定データ（データコード：0602）記入シート

事務所

出張所

作成年月日

平成 19 年 3 月

整理番号

1. 路線名

路線番号

現旧新

枝番号

→1:現道 2:旧道 3:新道

路線名称（枝番がある時、バイパス名等を記入する）

2. 上り下り区分

1：上り

3：上下

2：下り

3. 車線（車線区分＋車線番号）

車線番号はセンター側から数えた車線位置番号)

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆずり車線	7	副道
4	右折車線	ランブコード	連結路（ランプ）

4. 距離標

〔白〕

キロポスト

キロポストからの実距離

〔至〕

キロポスト

キロポストからの実距離

〔白〕

キロポスト

キロポストからの実距離

5. 施工年月

元号

年

月

日

6. 性能確認時期

1：施工直後

2：1年後

9：その他

7. 平坦人性

測定年月

元号

年

月

日

測定方法

1：3mプロファイルメータによる方法

2：3m直線定規による方法

3：路面性状測定車による方法

9：その他

凹凸量の標準偏差1

mm

凹凸量の標準偏差2

mm

（標準偏差1:平坦人性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値）

（標準偏差2:平坦人性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値）

8. 浸透水量

測定年月

元号

年

月

日

測定方法

1：現場透水量試験器

9：その他

道路の区分

1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級

2：その他

浸透水量

わだち部（OWP）

ミリメートル／15秒

非わだち部（BWP）

ミリメートル／15秒

9. すべり抵抗

測定年月

元号

年

月

日

測定方法

1：すべり抵抗測定車

2：回転式すべり抵抗試験機（DFテスト）

3：振り子式スキッドレジスタンステスタ

9：その他

路面温度

℃

すべり摩擦係数1

km/h

すべり摩擦係数2

km/h

すべり摩擦係数3

km/h

速度1

km/h

速度2

km/h

速度3

km/h

◆記入要領◆
・該当コード番号を○で囲む。
・□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「*」を記入する。

主任監督員

作成者

10. 路面騒音

測定年月

元号

年

月

日

測定方法

1：関東地方整備局所有の路面騒音測定車

2：近畿地方整備局所有の路面騒音測定車

3：九州地方整備局所有の路面騒音測定車

4：中国地方整備局所有の路面騒音測定車

5：道建設業協会所有の路面騒音測定車

9：その他

測定車両の平均速度

km/h

気温

℃

路面温度

℃

路面騒音値

デシベル

11. わだち掘れ

測定年月

元号

年

月

日

測定方法

1：横断プロファイルメータによる方法

2：直線定規による方法

3：水糸による方法

4：路面性状測定車による方法

9：その他

わだち掘れ量（最大値）

mm

わだち掘れ量（平均値）

mm

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
										監督 職員 担当 課	発注 担当 課							
工事着手前	作成書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	—	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	—	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	契約書	8 工事請負契約書	—	—	○												
			設計図書	9 共通仕様書	—	—	○											
		10 特記仕様書		—	—	○												
		11 発注図面		—	—	○												
		12 現場説明書		—	—	○												
		13 質問回答書		—	—	○												
		14 工事数量総括表	—	—	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○						
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○					○						契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○					○						
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○					○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○					
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○					
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○					
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○					
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○					
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○					○						
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○						○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○				○							契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○					○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○					○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○					○						
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○					○						
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○				○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○				○							
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○				○							
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○				○							
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○			○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○				○						・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営働業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—		○				○							
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○				○							

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考					
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 通知		提出			提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品		電子 ☆	紙 ◎			
										受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品						
施 工 中	工 事 書 類	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○															
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○			○											協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○			○											
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○			○											
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○			○											
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○			○											
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○											設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○					○									設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○				○										・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○				○										・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○							○							ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		3 施 工 状 況	④ 安 全 管 理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○					○								監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○			○				○							事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○			○											事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
				53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○			○											工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
				54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○											指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
契 約 関 係 書 類	中 間 前 払 金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○				○											
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○				○											
	完 済 部 分 検 査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○											
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○											
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○											
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○											
	既 済 部 分 検 査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○				○											
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○				○										中間技術検査時にも提出する。	
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○											
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○				○											
	修 補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○				○											
			65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○				○										部分使用がある場合に提出する。	
	工 期 延 期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式-23		○				○									工期延期が発生する場合に提出する。		
	支 給 品	建 設 機 械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○				○										支給品を受領した場合に提出する。	
			68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○				○										支給品がある場合に提出する。	
69			建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○				○										建設機械の貸与がある場合に提出する。		
70			建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○				○										建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現 場 発 生 品			71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○				○									現場発生品がある場合に提出する。		
そ の 他		72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—		○				○										既済部分検査等の際に提出する。		
		73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○						○								・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
		74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○						○										
		75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○						○										
		76	新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○						○									新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
工 事 完 成 時	契 約 関 係 書 類		77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○				○											
			78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○				○											
			79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○				○											
	工 事 書 類		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○				○										・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○				○										・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			82	品質証明書	特記仕様書	様式-33		○				○										・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
			83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—		○				○							☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
			84	総合評価実施報告書	特記仕様書	—		○				○										総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○				○											自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。			

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎				
										受注者	受注者	監督 職員						契約 担当 課		発注 担当 課	受注者 保管
工 事 後 完 成	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基 づき、原則、電子成果品で納品する。				
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基 づき、原則、電子成果品で納品する。				
	その他	88	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報 交換システムにより作成して提出する。				
		89	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情 報交換システムにより作成して提出する。				
	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完 成日から30日以内に提出する。			

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙様式－１ 9

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第50条 第50条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第40、42、90条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第37条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用申中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第92条 第22条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ■ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第55条
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表

工事名：R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝路面復旧工事

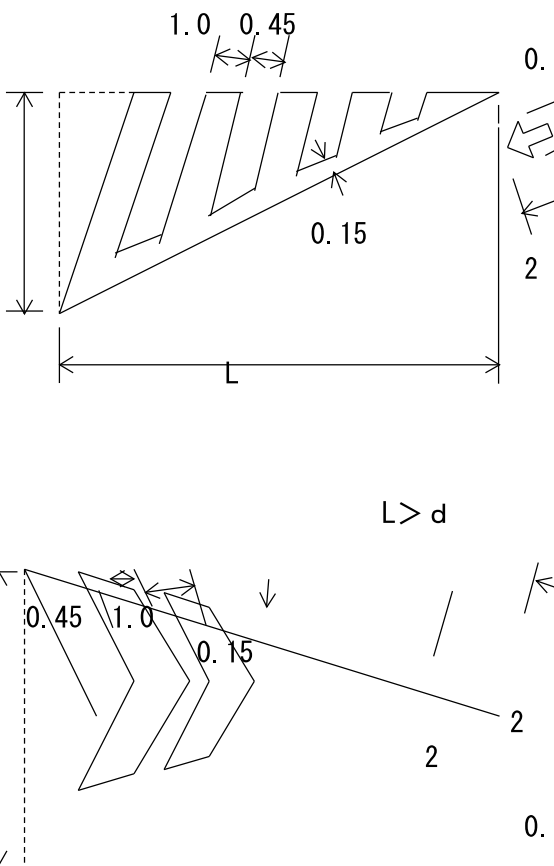
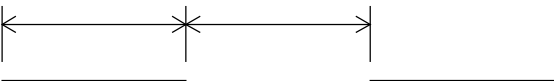
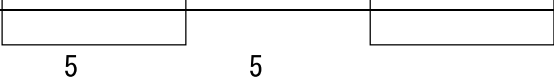
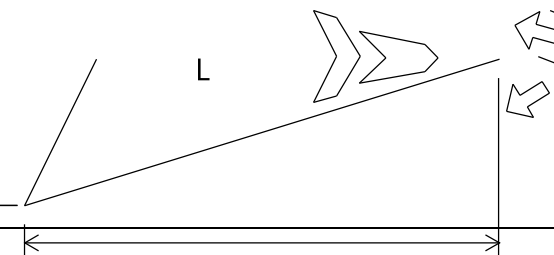
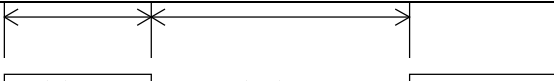
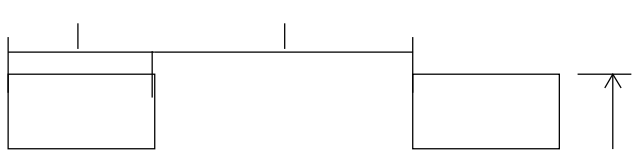
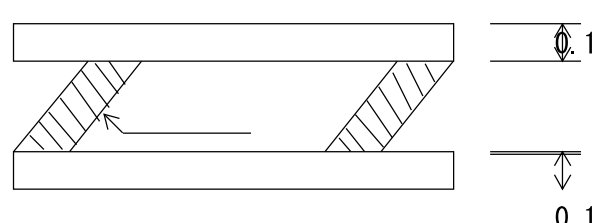
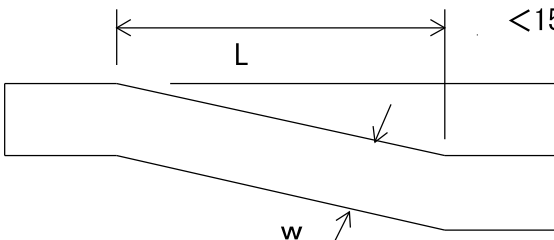
別紙ー5

工 種		単位	数 量	令和7年度	令和8年度										備考
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
余裕期間(フレックス)															
準備工		式	1												・60日間
道路土工		式	1												(1pt)
舗装工		式	1												(1pt)
区画線工		式	1												(1pt)
構造物撤去工		式	1												(1pt)
後片付け		式	1												・20日間
制 約 条 件	関係機関協議	—													・警察・道路管理者等
	年末年始、お盆	—													・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	路上工事抑制	—													・3月
雨休率の適用				準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用											

この「概略工事工程表」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「概略工事工程表」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
 なお、この「概略工事工程表」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

区画線設置様式（例）

(単位：m)

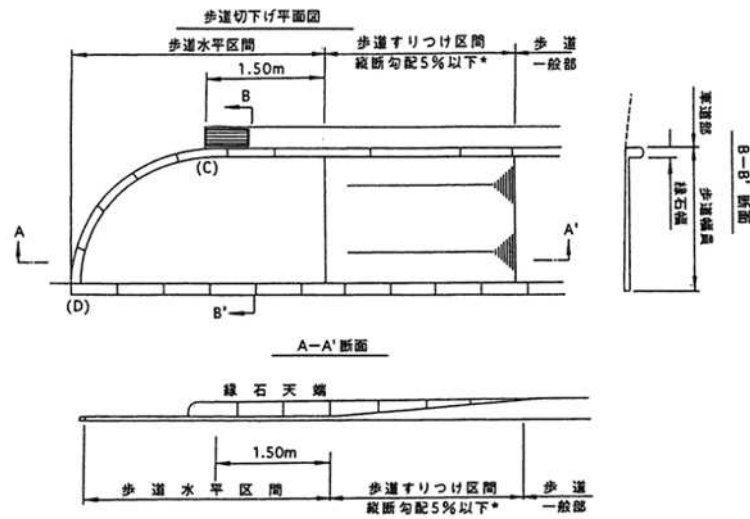
区 分			幅 ・ 長 さ ・ 間 隔		区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	
車道中央線 (101)	実線 1本	0		0.2	路の上障害物近接 (106)		
	実線 2本	5		0.1			
		5		0.1			
		5		0.1			
	破線	5		0.1			
車線境界線 (102)	実線	5		0.1	導流帯 (107)		
	破線	5		0.1			
	登坂加減速バス停	5		0.4	路駐上場 (108)		
	0		0.3				
車外側線 (103)		5		0.1	チャーターによる離帯		
		5		(0.4)			
車道幅員の変更 (105)				<15d			

() 内は自動車専用道路に適用

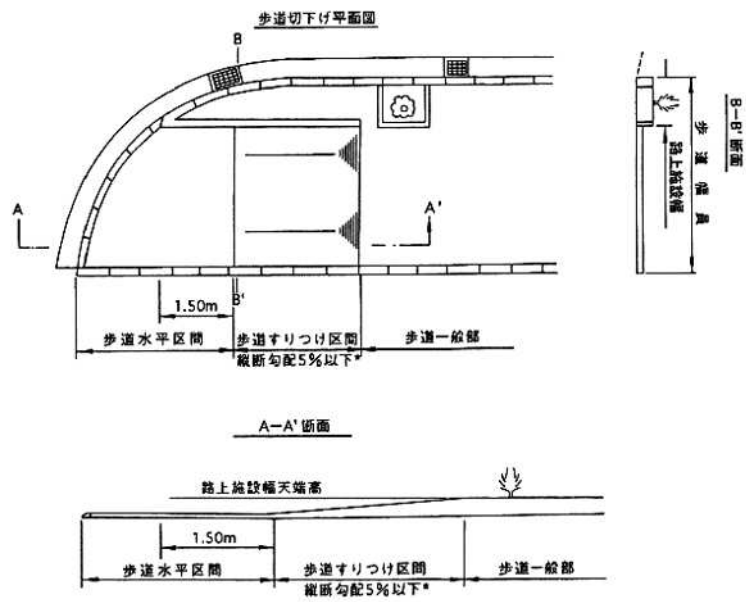
別添－３－１

I.横断歩
ける車
け部

道箇所等にお
道とのすりつ

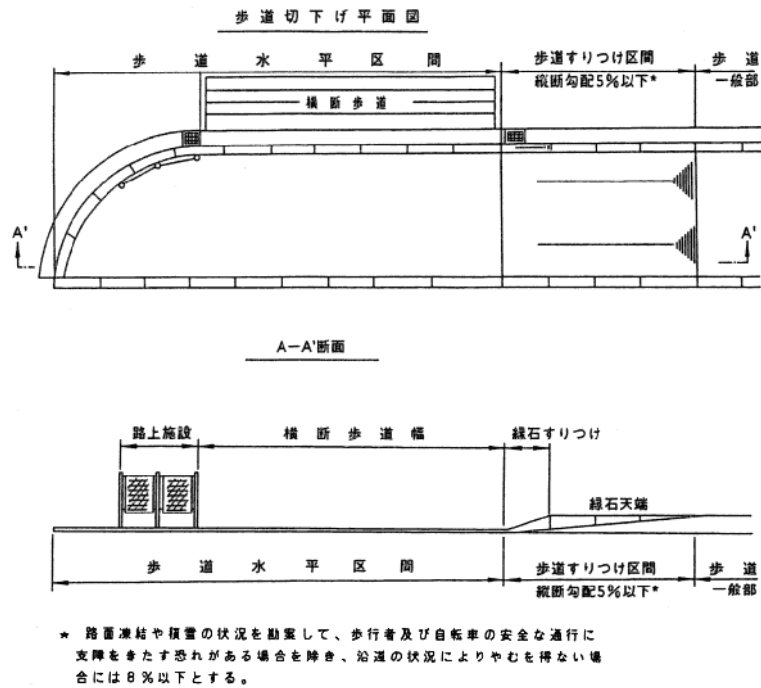


参考図 I-1 歩道等の巻込み部における構造(歩道等の幅員が狭い場合)

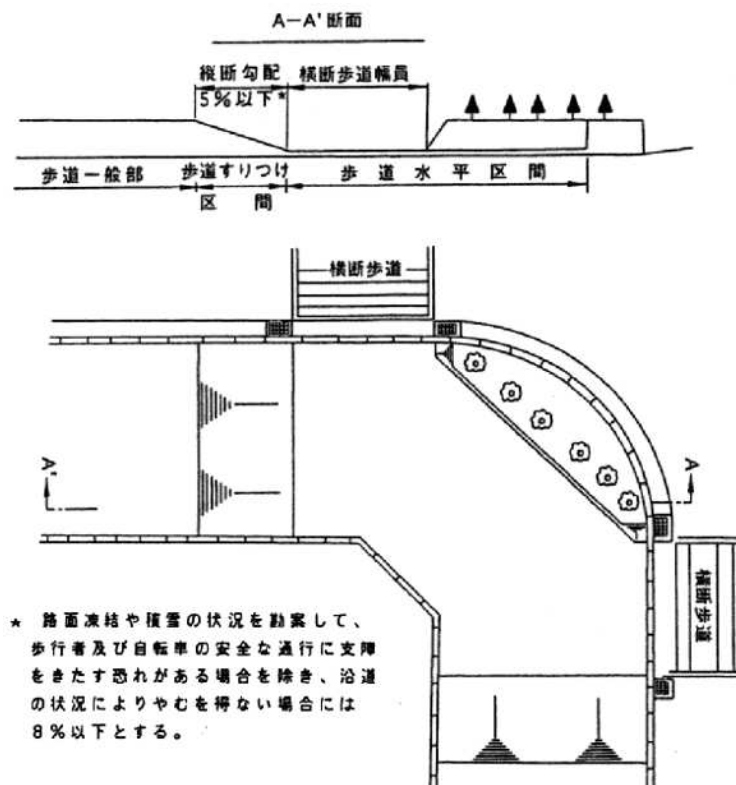


参考図 I-2 同上(歩道等の幅員が広い場合)

別添－３－２

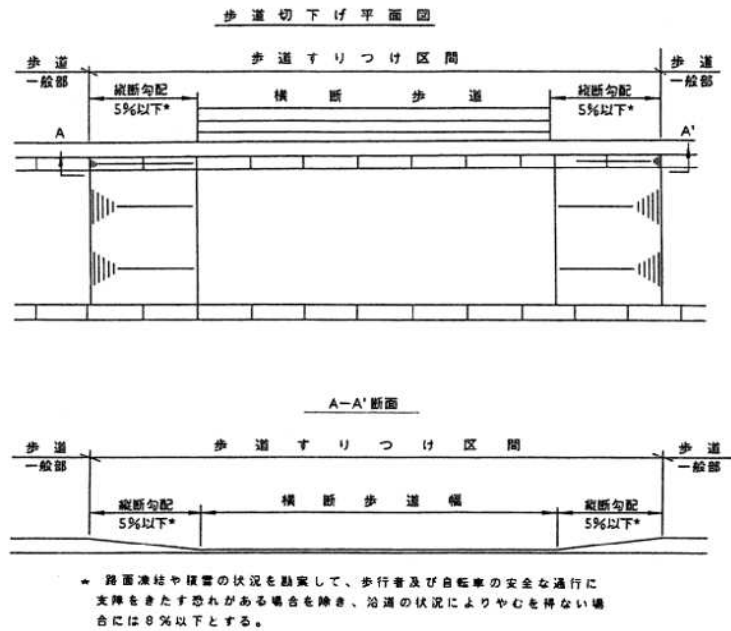


参考図 I-3 横断歩道箇所における構造

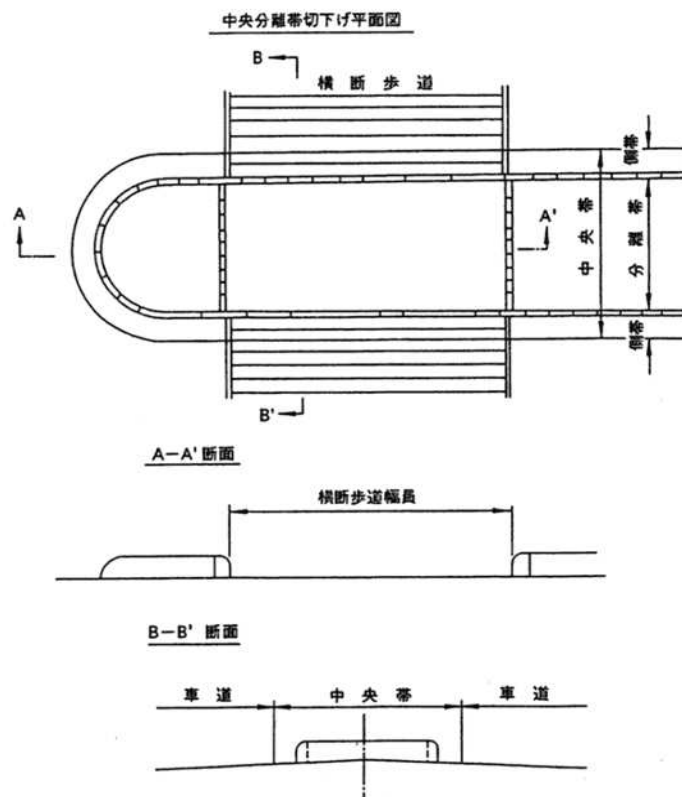


差点に横断歩道がある場合)

別添－３－３



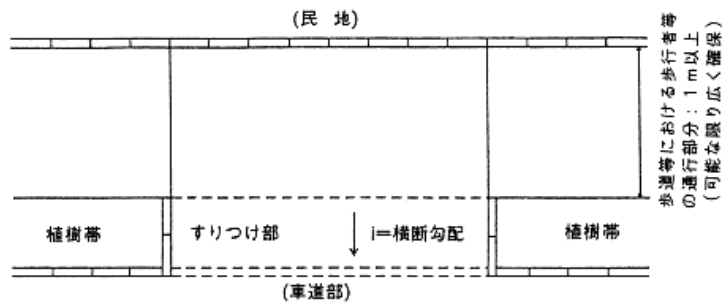
参考図 I-5 同上(交差点以外に横断歩道がある場合)



参考図 I-6 同上(中央分離帯等がある場合)

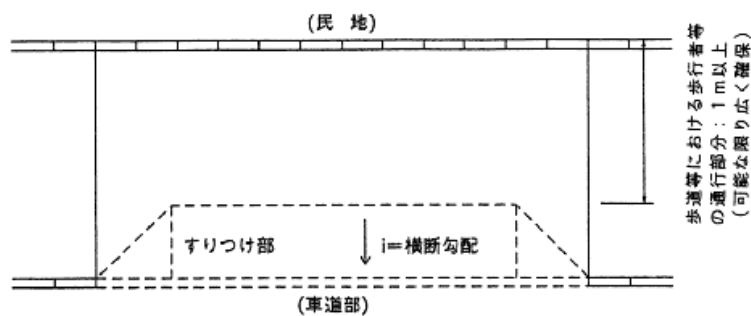
別添－３－４

II.車両乗入れ部

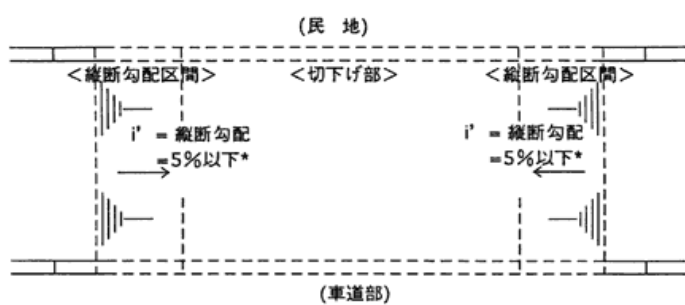


注1) 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ隅切り等を行う。

参考図 II-1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



参考図 II-2 歩道等内においてすりつけを行う構造



★ 路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図 II-3 歩道等の全面切下げを行う構造

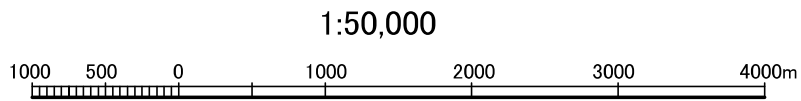
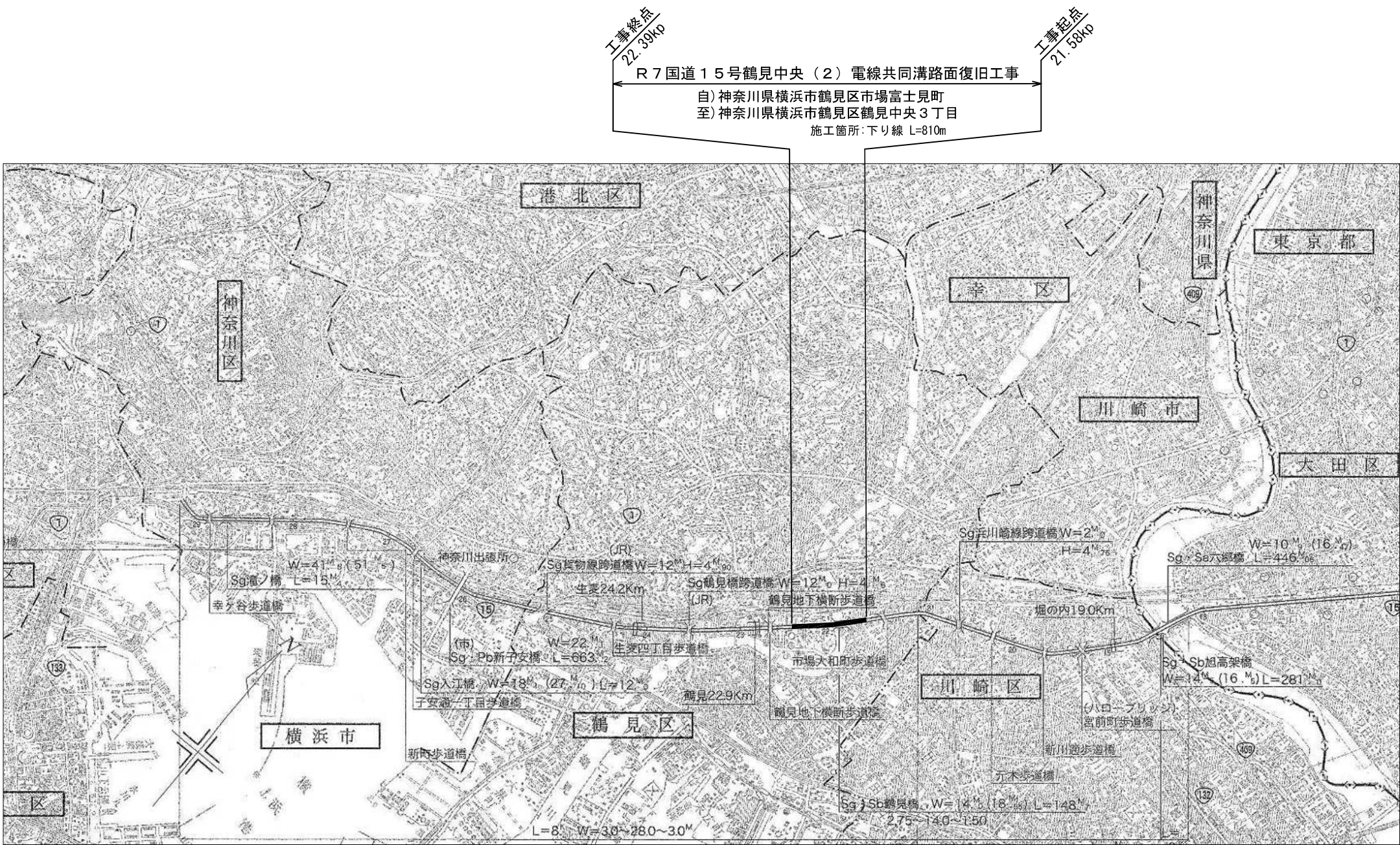
「歩道における段差及び勾配等に関する基準」

URL:<http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/990910c.html>

位置図 S=1:50,000

一般国道十五号 工事平面図

横浜国道事務所

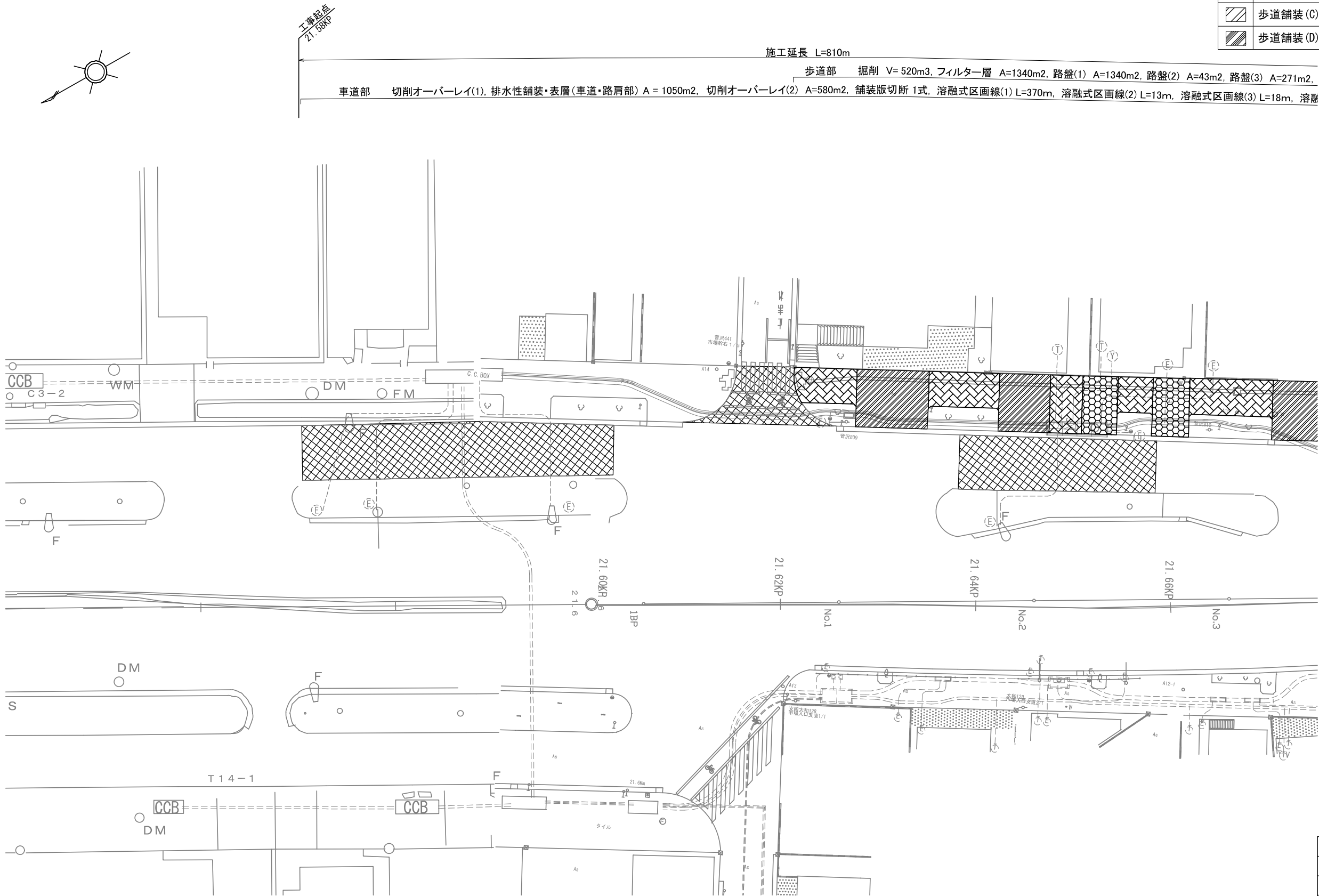


工 事 名		R7国道15号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:50,000		図面番号		12 の 1			
年 月 日		令和 8 年 1 月 日							
設計会社名									
所長		副所長		課長		係長		担当	
事務所名		国土交通省 横浜国道事務所							

平面図(1) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ(1)、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ(2)
	歩道舗装(A) 一般部
	歩道舗装(B) W ≤ 4m
	歩道舗装(C) 4m < W ≤ 8m
	歩道舗装(D) 8m < W



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

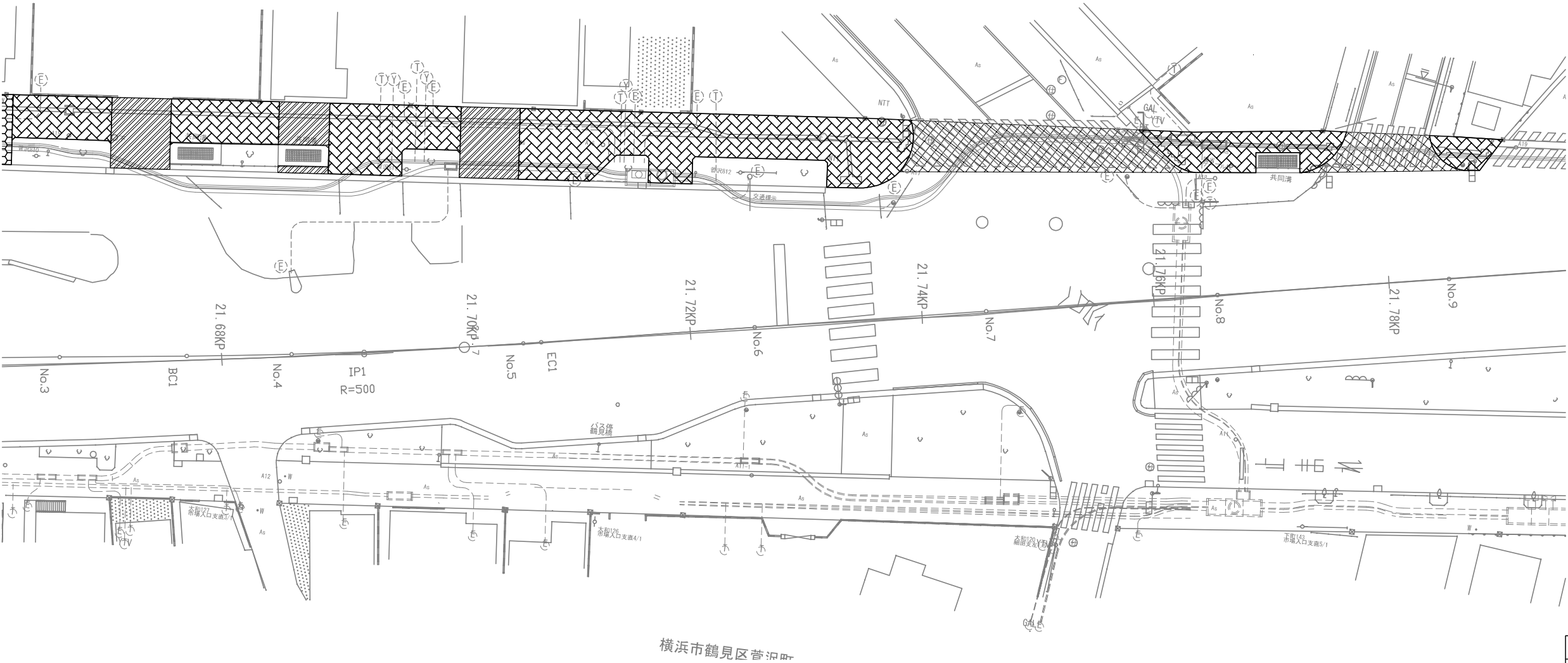
工 事 名	R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝路面復旧工事		
図 面 名	平面図(1)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 2
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

平面図(2) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ(1)、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ(2)
	歩道舗装(A) 一般部
	歩道舗装(B) W ≤ 4m
	歩道舗装(C) 4m < W ≤ 8m
	歩道舗装(D) 8m < W

A=43m2, 路盤(3) A=271m2, 路盤(4) A=188m2, 基層(1) A=43m2, 基層(2) A=271m2, 基層(3) A=188m2, 特殊ブロック舗装(1) A=1340m2, 特殊ブロック舗装(2) A=503m2, 舗装版破碎 A=1840m2, 舗装版切断 1式
溶融式区画線(3) L=18m, 溶融式区画線(4) L=170m, 溶融式区画線(5) L=210m, 溶融式区画線(6) L=29m, 溶融式区画線(7) L=3m

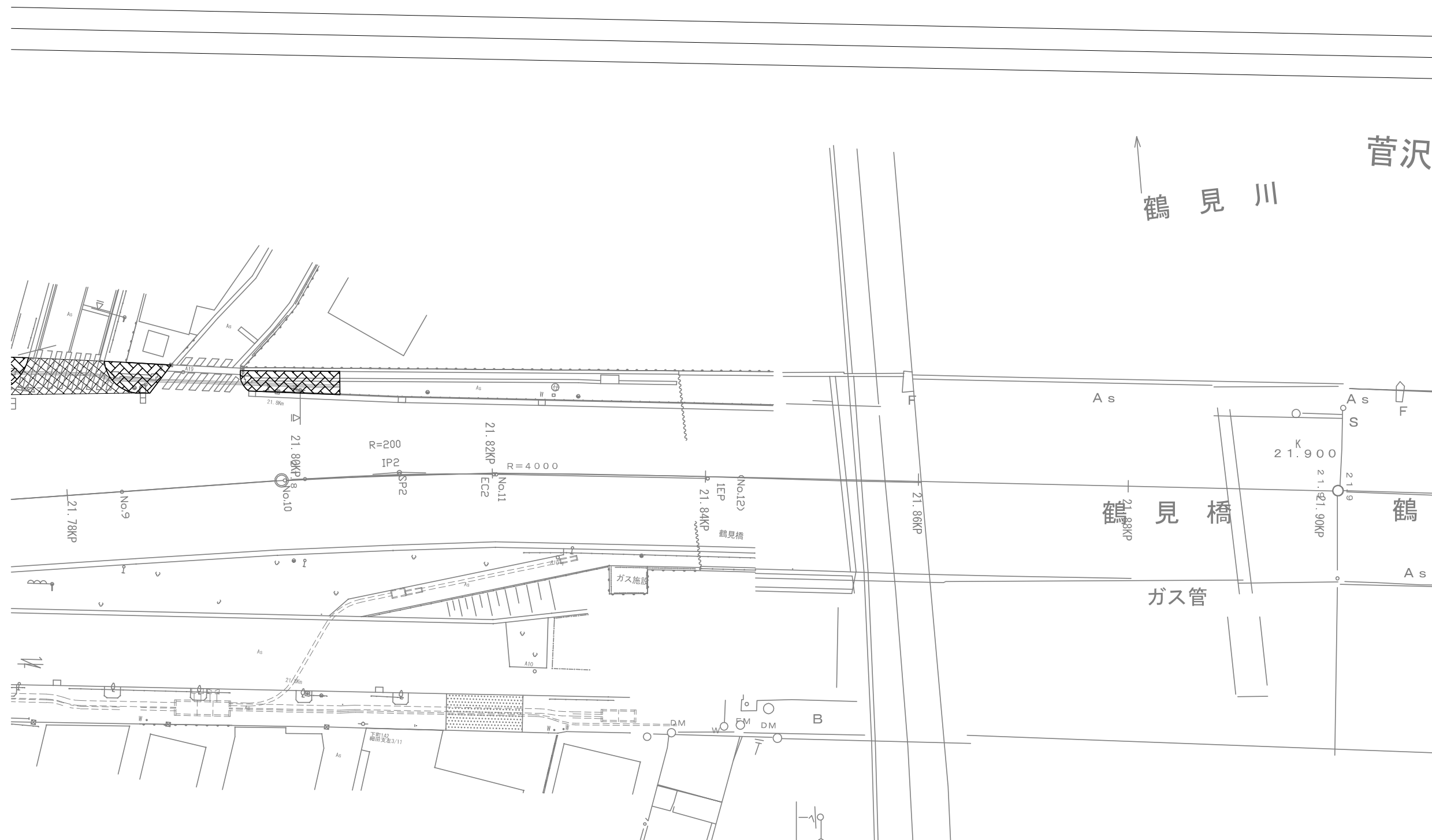


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道15号鶴見中央(2) 電線共同溝掘削復旧工事		
図 面 名	平面図(2)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 3
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

平面図(3) S=1:200

凡 例	
	切削オーバーレイ(1)、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ(2)
	歩道舗装(A) 一般部
	歩道舗装(B) W ≤ 4m
	歩道舗装(C) 4m < W ≤ 8m
	歩道舗装(D) 8m < W



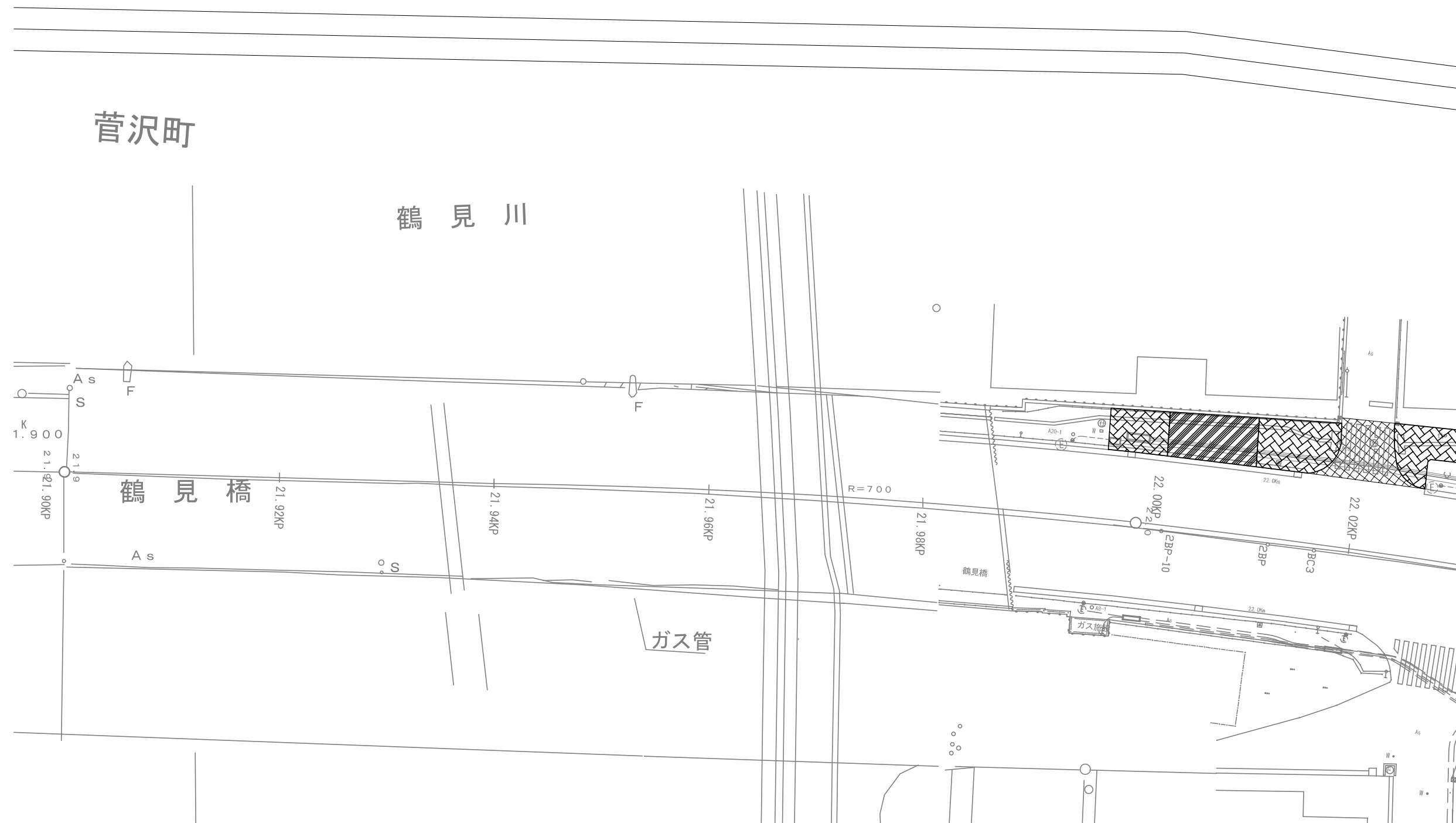
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝掘削復旧工事		
図 面 名	平面図(3)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 4
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

平面図(4) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ(1)、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ(2)
	歩道舗装(A) 一般部
	歩道舗装(B) W ≤ 4m
	歩道舗装(C) 4m < W ≤ 8m
	歩道舗装(D) 8m < W



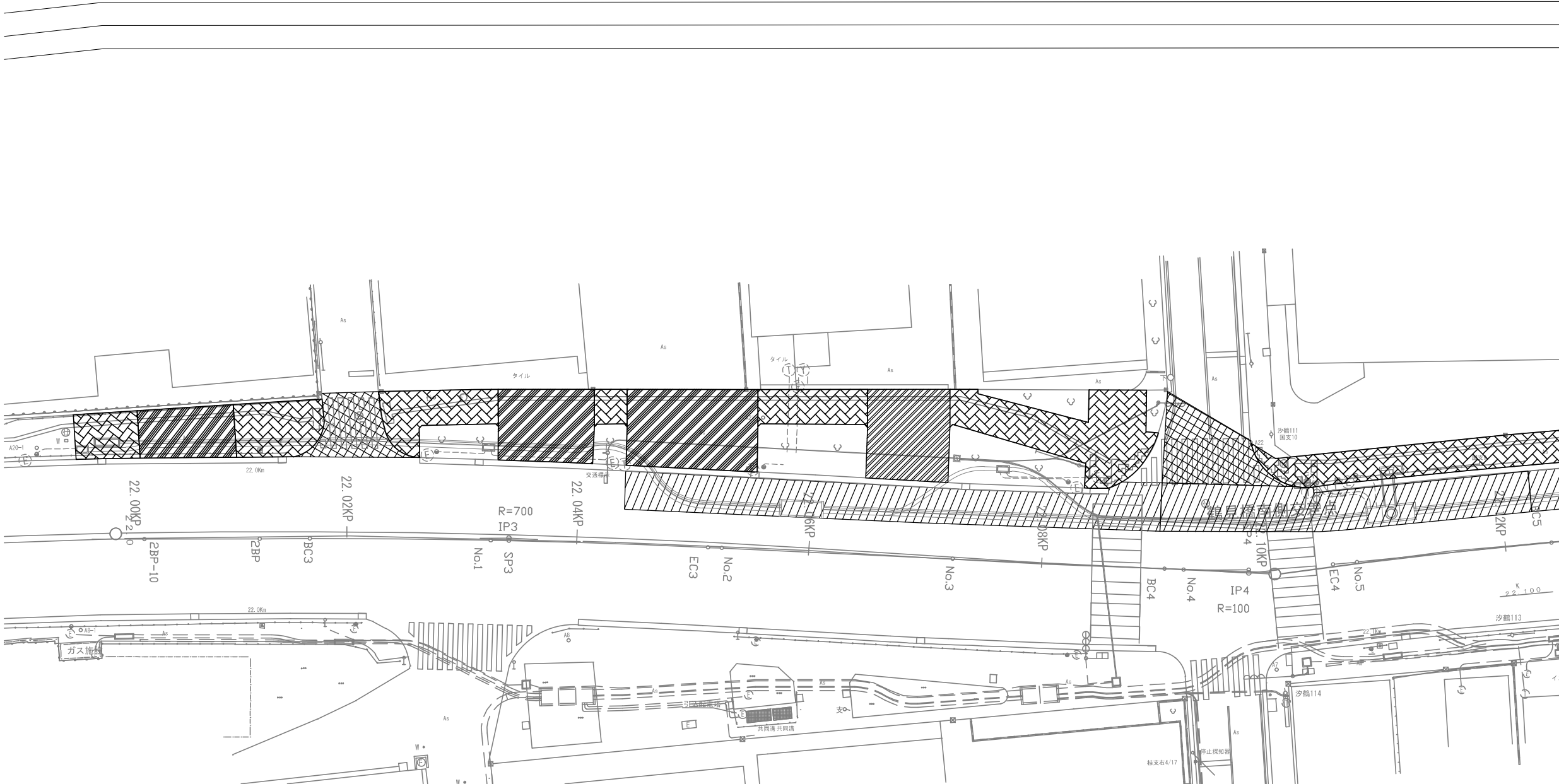
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝掘削・舗装工事		
図 面 名	平面図(4)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 5
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

平面图 (5) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ (1) 、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ (2)
	歩道舗装 (A) 一般部
	歩道舗装 (B) $W \leq 4m$
	歩道舗装 (C) $4m < W \leq 8m$
	歩道舗装 (D) $8m < W$



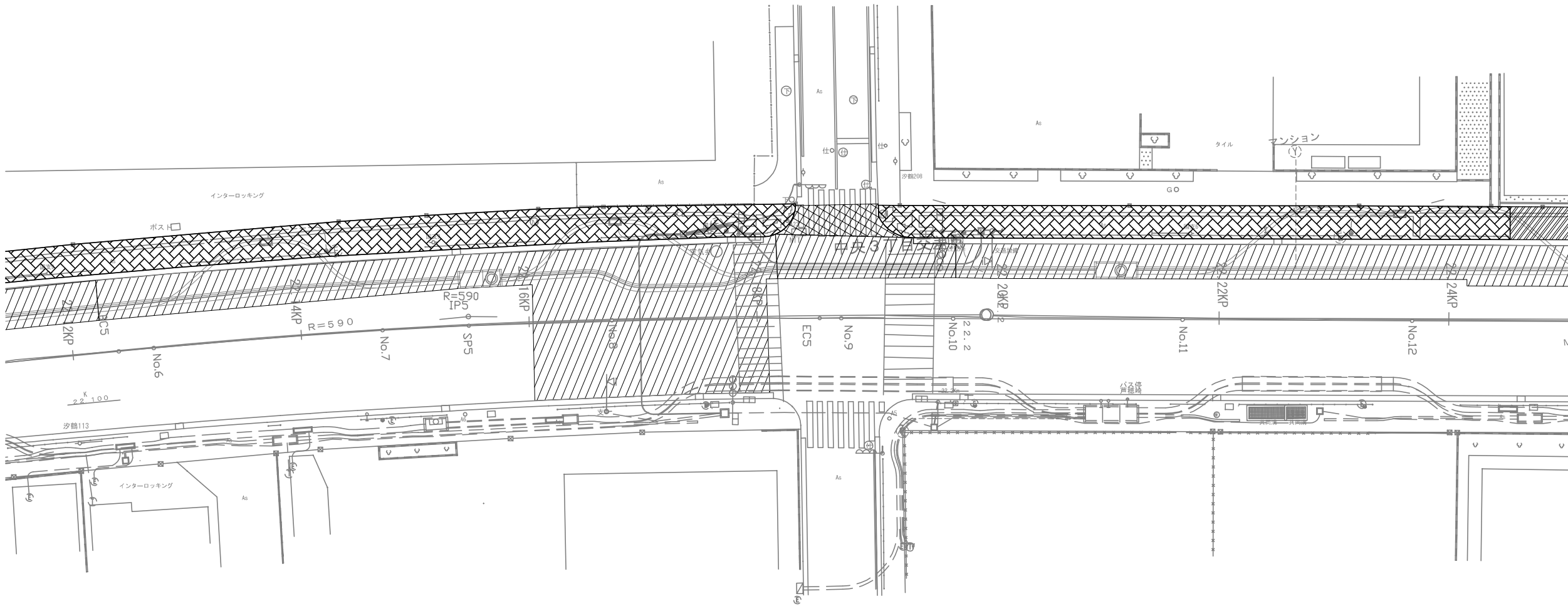
工 事 名	R7国道15号観見中央(2)電線共同溝沿道復旧工事		
図 面 名	平面図(5)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 6
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面图 (6) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ (1)、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ (2)
	歩道舗装 (A) 一般部
	歩道舗装 (B) $W \leq 4m$
	歩道舗装 (C) $4m < W \leq 8m$
	歩道舗装 (D) $8m < W$



工 事 名	R7国道15号鶴見中央 (2) 鶴見共同築路面復旧工事		
図 面 名	平面図 (6)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 7
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

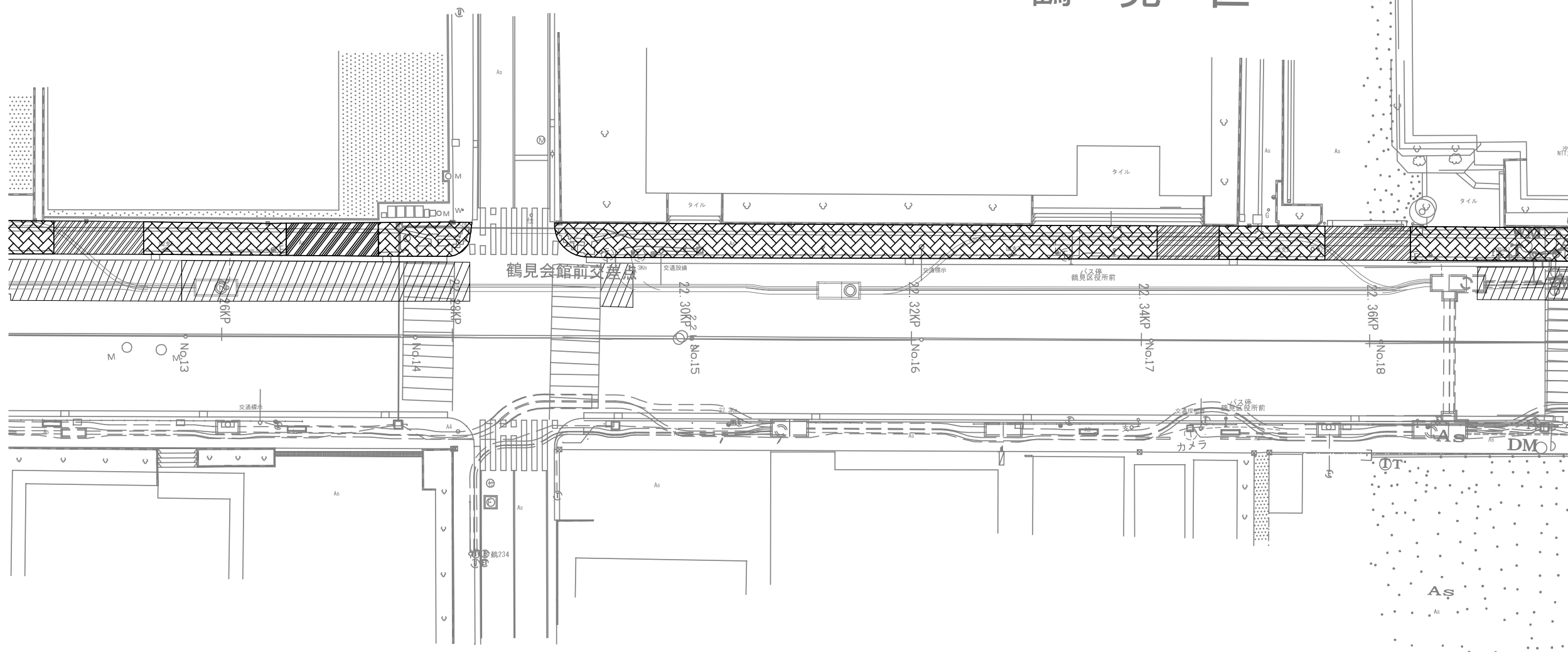
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面図 (7) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ (1) 、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ (2)
	歩道舗装 (A) 一般部
	歩道舗装 (B) $W \leq 4m$
	歩道舗装 (C) $4m < W \leq 8m$
	歩道舗装 (D) $8m < W$

横浜市 鶴見区



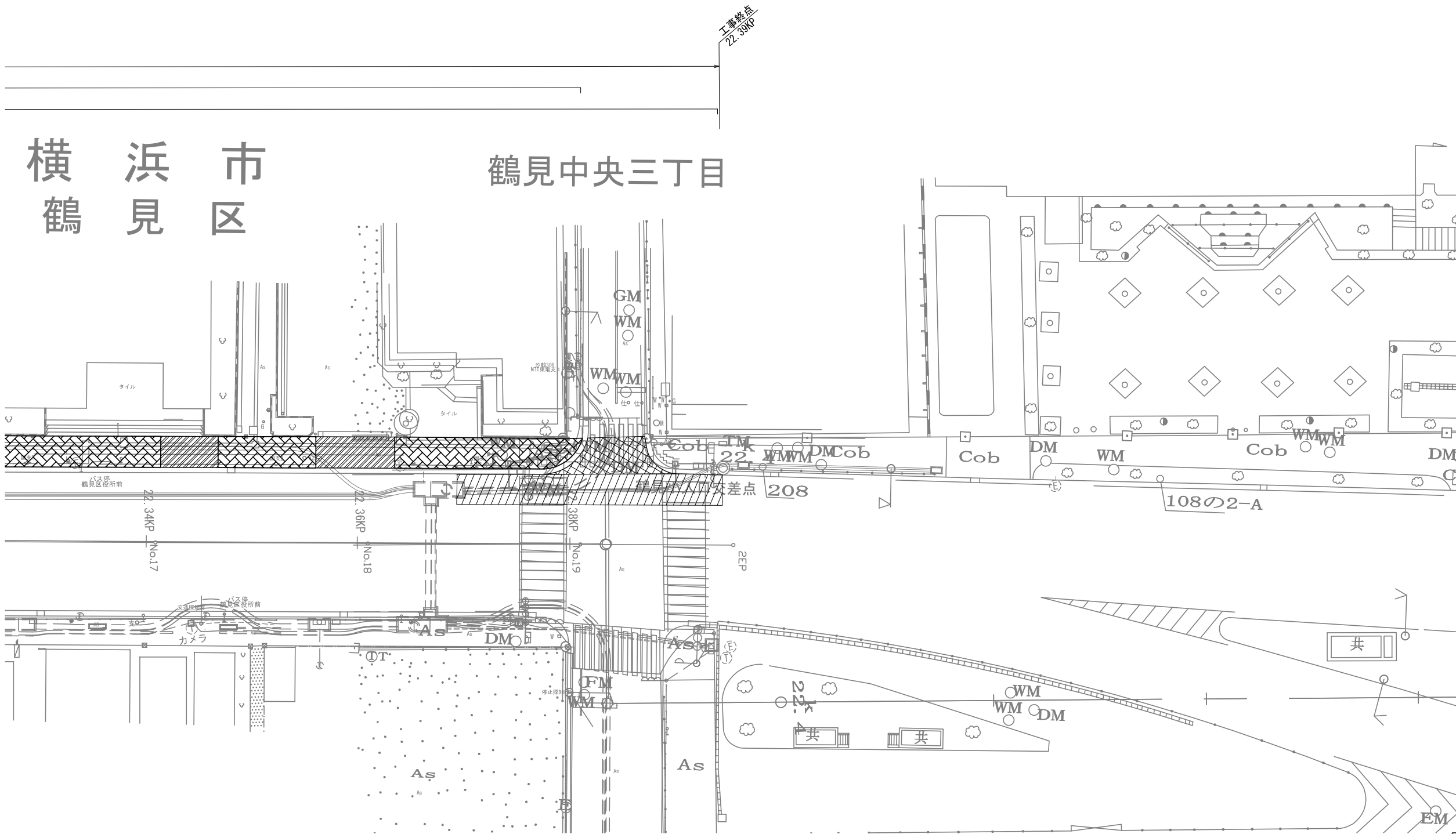
工事名	R7国道15号鶴見中央（2）電線共同溝断面改良工事		
図面名	平面図(7)		
縮尺	1:200	図面番号	12 の 8
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

平面图 (8) S=1:200

凡 例

	切削オーバーレイ (1) 、排水性舗装・表層
	切削オーバーレイ (2)
	歩道舗装 (A) 一般部
	歩道舗装 (B) $W \leq 4m$
	歩道舗装 (C) $4m < W \leq 8m$
	歩道舗装 (D) $8m < W$

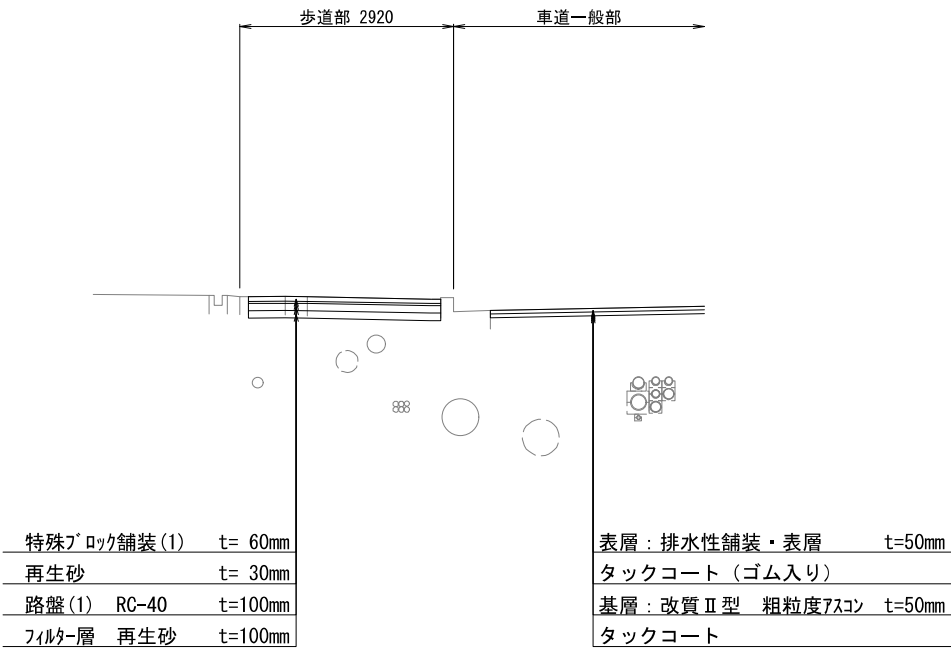


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

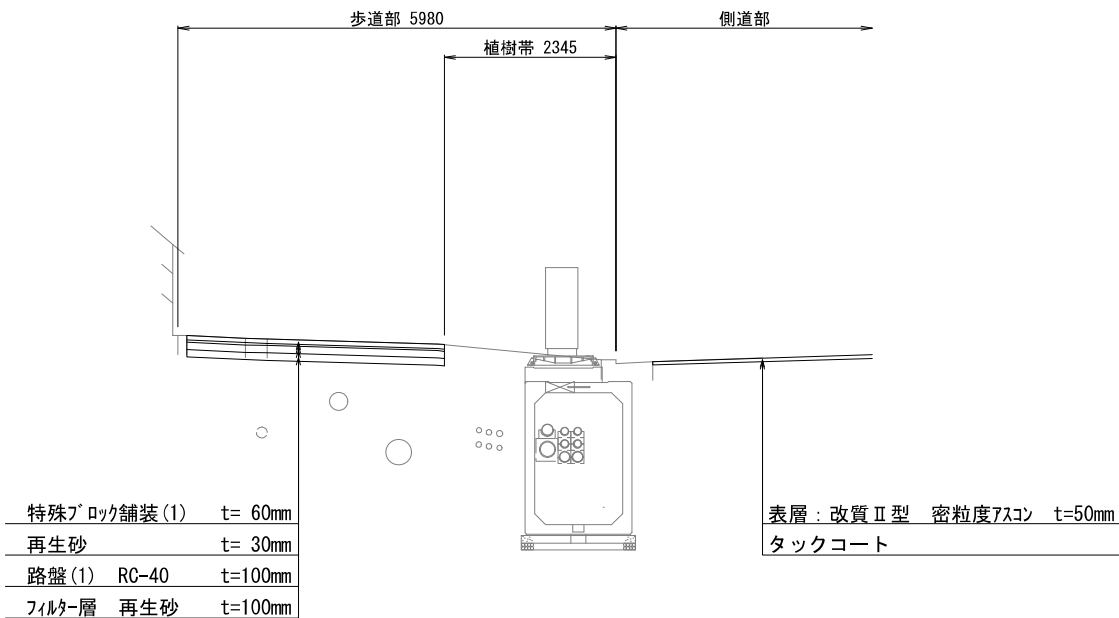
工 事 名	R7国道15号亀岡中央 (2) 電線共両溝路面復旧工事		
図 面 名	平面図 (8)		
縮 尺	1:200	図面番号	12 の 9
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

標準横断図 S=1:50

一般部



支道部・側道部



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝路面復旧工事		
図 面 名	標準横断図		
縮 尺	1:50	図面番号	12 の 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

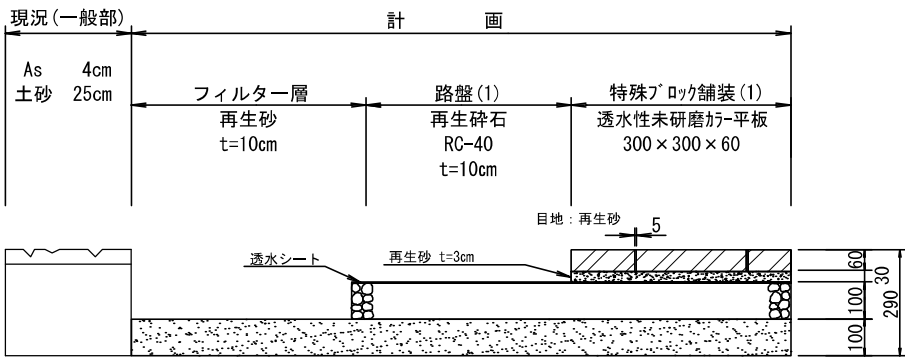
舗装構成図 S=1:10

歩道舗装

車道舗装

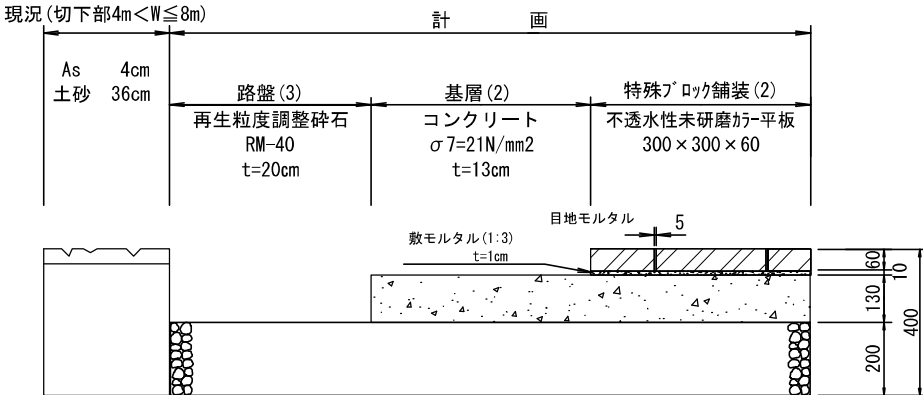
歩道舗装 (A)

一般部

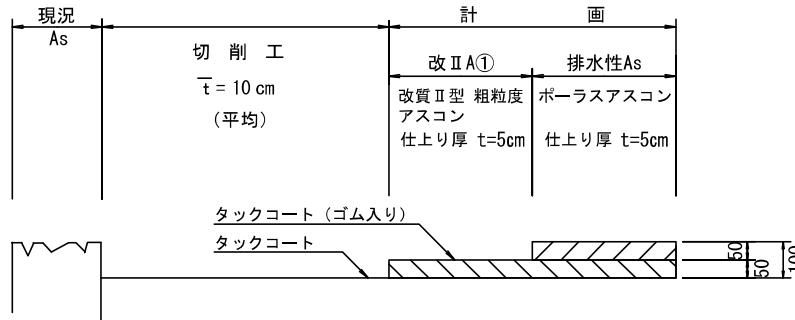


歩道舗装 (C)

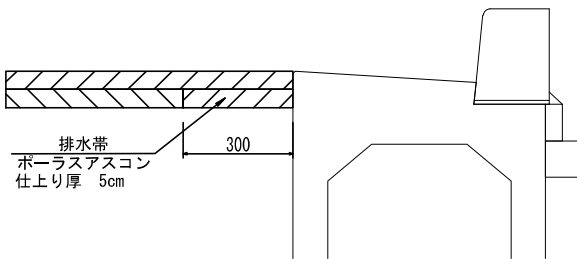
切下部 4m<W≤8m



切削オーバーレイ(1)、排水性舗装・表層

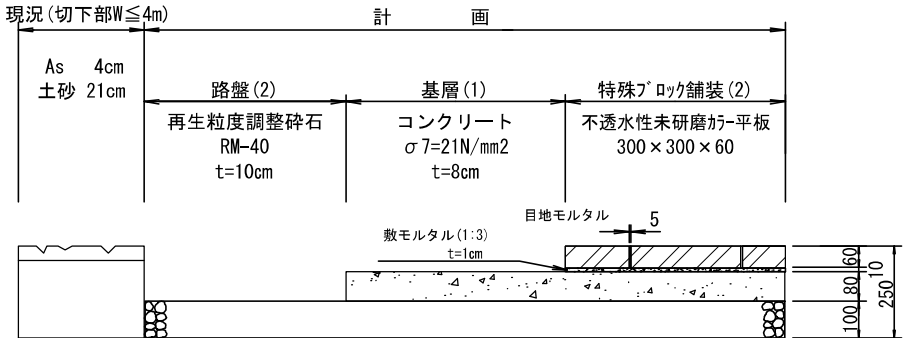


切削オーバーレイ・排水性舗装 端部詳細図



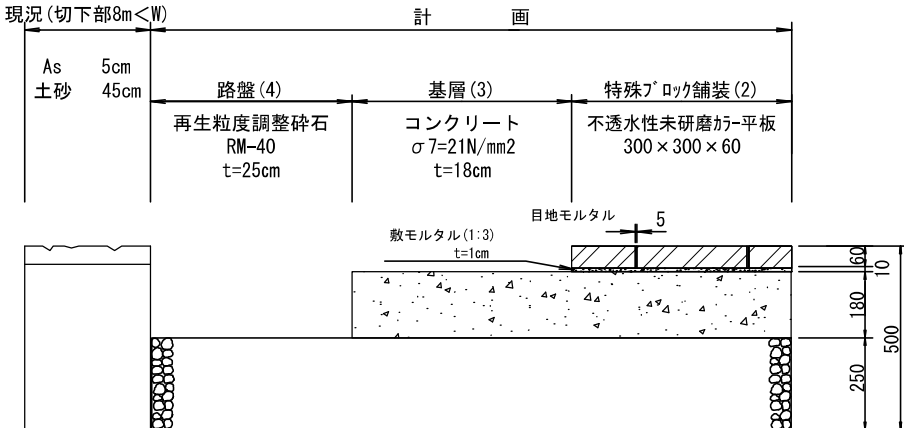
歩道舗装 (B)

切下部 W≤4m

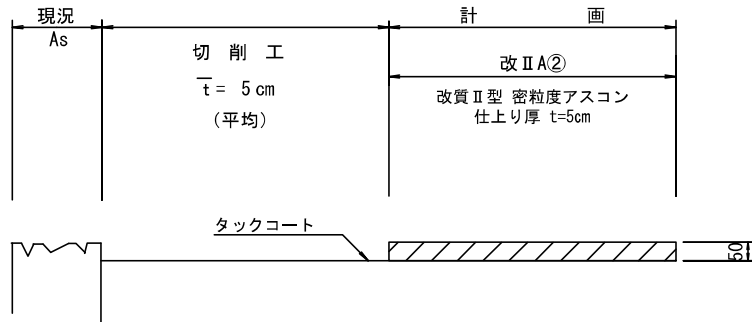


歩道舗装 (D)

切下部 8m<W



切削オーバーレイ(2)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道15号鶴見中央(2)電線共同溝路面復旧工事		
図面名	舗装構成図		
縮尺	1:10	図面番号	12 の 11
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

舗 装 工 数 量 表

歩道舗装

単位：m2

項目	施工面積	フィルター層	路盤(1)	路盤(2)	路盤(3)	路盤(4)	基層(1)	基層(2)	基層(3)	特殊ブロック 舗装(1)	特殊ブロック 舗装(2)
		再生砂	RC-40	RM-40	RM-40	RM-40	Co	Co	Co	透水性 平板	不透水性 平板
		t=100	t=100	t=100	t=200	t=250	t=80	t=130	t=180	t=60	t=60
歩道舗装(A)	1,340	1,340	1,340	0	0	0	0	0	0	1,340	0
歩道舗装(B)	43	0	0	43	0	0	43	0	0	0	43
歩道舗装(C)	271	0	0	0	271	0	0	271	0	0	271
歩道舗装(D)	188	0	0	0	0	188	0	0	188	0	188
合計	1,842	1,340	1,340	43	271	188	43	271	188	1,340	503

工 事 名	R7国道15号鶴見中央（2）電線共同溝路面復旧工事		
図 面 名	舗装工数量表		
縮 尺	一	図面番号	12 の 12
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		